

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業  
(食品規格等調査) 調査報告書

# マカオ

## 食品行政機構及び関連法令

|               |   |
|---------------|---|
| 1. 概要.....    | 1 |
| 2. 食品の規制..... | 1 |

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 概要

かつてポルトガル統治下にあった中国の領土であったマカオは、1999年12月20日に中華人民共和国の特別行政区(Macau Special Administrative Region: MSAR)になった。マカオ特別行政区は中国との約束(基本法: The Basic Law of the Macao Special administrative Region of the People's Republic of China)に基づき、50年間(基本法第5条)、外交、防衛、安全保障を除く全ての事柄において高度な自治権を維持する。

「一国二制度」の原則のもとで、マカオは自治的な貿易政策を策定している。「基本法」に従って、マカオは自由港の地位を維持し、自由貿易政策を遵守している。マカオは中国本土とは別の税関地域であり、独自の輸入規制と食品安全規制を有する。

マカオは他の国や地域と二国間関係を発展させ、商業、貿易、金融、航空、通信、観光、文化、技術、スポーツの分野で、「マカオ、中国(Macau, China)」の名の下で独自に国際機関や多国籍条約に参加することができる。マカオは世界貿易機関(WTO)の創設メンバーである。

- **マカオの行政機関はマカオ特別行政区政府(MSAR)であり、公用語は中国語(北京語)とポルトガル語である(基本法第9条)。**

マカオの農業産業は非常に小さく、ほぼ全ての食品が輸入されている。中国以外の海外からマカオへの輸入の大部分は香港を経由して積み替えられている。マカオには深海の港がなく、海外のサプライヤーがマカオに直接販売するのに十分な量の発注をサポートするだけの人口を有していないためである。これに対して、香港のトレーダーからジャストインタイム方式で少量の発注を購入することは地元のバイヤーにとって安心感があり、利便性が高い。

マカオ行きの食品が、最初に香港に入港する場合、マカオへの「通し証券(through-bill)」を持つかわりに、これらは「輸送中の製品(products in transit)」ではなく香港への輸入とみなされる。このため、これらの製品は、香港における食品輸入規制にも適合する必要がある。香港政府は輸入、卸売又は小売の段階でサンプリングし、検査を行う。

ただし、一部の食品規制では再輸出の例外が規定されている。例えば、「包装食品」に対する表示要件は、「...最終的な消費者又は飲食店にすぐに提供できる食品...」と定義されている。又、保存料に関する規制では、「これらの規制は...再輸出の目的で香港に輸入された物品の場合には適用されない...。」と記述されている。

- **一般的に、香港の食品規制に準拠している食品は、マカオの市場に出回ることができるとされる。**

## 2. 食品の規制

香港市政署(Municipal Affairs Bureau: IAM)は、民政総署(Civic and Municipal affairs Bureau)に替って2019年1月1日に正式に設立された。本質的には、市政署は主要な食品安全機関であり、環境衛生、文化、レジャー・サービスといった他の多くの監督責任を担っている。

全ての政策の方向性は委員長、副委員長2名、委員5名で構成される局の管理委員会にかかっているが、食品関連政策の執行部門は、同署が新たに設置した食品安全局(Department of Food Safety)に属している。この新たな部門は、元の食品動物検査管理局(Department of Food and Animal Inspection and Control)と食品安全センター(Food Safety Center)を統合したものである。食品安全局の傘下には、食品安全規制に関連する全ての検査をサポートする政府研究機関も属している。

食品安全局は4つの部門で構成されている。食品検査部門は食品輸出入の実施と、食肉、農産物、乳製品、卵、魚介類等の必須検査が求められる製品の食品安全規制を担当しており、局の他の3部門は食品安全監視、リスク評価、基

準設定を担っている。

マカオは、2013 年の食品安全法(第 5/2013 号法律)制定以来、食品規制を精力的に発展させてきた。マカオ政府は、食品基準はコーデックス食品規格委員会(CODEX)、主要な食品供給相手、及び地域の食習慣を参照して設定される。